

愛知自治体キャラバン実行委員会の陳情書に対する回答

2012.10.24(水)AM10:30 懇談

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】 ー★印が懇談の重点項目ですー

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

《回答》

今後も住民が健康で文化的で平和的な生活を送ることができるように、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えています。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

《回答》

住民の福祉施策の目的に沿うよう努めていきたいと考えています。

③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

《回答》

地域主権改革の進展により、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域の実情や住民ニーズを踏まえた行政サービスのさらなる充実に努める必要があると考えています。

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

《回答》

愛知県東三河地方税滞納整理機構は、東三河地域における収入率の向上と税負担の公平性を確保し、広域化による行政の効率化を実現するため、平成23年度に設立したものです。機構に移管する案件は、あくまでも資力がありながら、再三の催告にも応じていただけない方を対象としております。一方、生活困窮者などに対しては、生活実態に応じた納税相談や法令に照らして納税緩和措置等をとっているところです。

★【2】福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

《回答》

今後の県補助の動向も見据え、福祉施策として充実し、持続可能な制度とするよう努めていきたいと考えています。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

《回答》

子ども医療費の助成につきましては、入院助成は平成20年度に、通院助成は平成24年度に中学校卒業まで拡大してきました。ただし、中学生の通院は自己負担分の1/2を助成しています。

今回18歳までの医療費無料助成の要望をいただきましたが、更なる年齢の引き上げ及び無料化につきましては、学齢が上がるにつれて医療機関への受診状況が低下してくることや、無料化により医療費の増加が見込まれることなどを考慮し、今後、拡大の実績や財政状況を見る中で、子育て支援施策全般として総合的に判断するものと考えております。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

《回答》

身体障害者及び知的障害者の医療制度とのバランスを考慮し、医療費助成のあり方について、検討する必要があると考えております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

《回答》

住民税非課税世帯の後期高齢者医療制度加入の方については、自己負担割合が一般の3割に対して1割、自己負担の限度額も抑えられております。現在、本市独自での医療費無料化は考えておりません。なお、後期高齢者の福祉医療費助成においては、一人暮らしや寝たきりの方についても助成の対象としております。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

《回答》

第5期介護保険事業計画の保険料設定において、従来の8段階制を11段階制にする中で、低所得者に一定の配慮を行っております。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

保険料第2段階以下の方のうち、資産・預貯金の状況により保険料率を0.5から0.4に引き下げる減免制度を実施しております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

在宅介護サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費等の支給後の負担額をさらに軽減する「在宅サービス負担軽減事業」を独自に実施しております。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

《回答》

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、現在検討中です。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》

介護保険施設の整備につきましては、一定の整備が必要と考えており、第5期介護保険事業計画において、小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護に訪問看護を併せた複合型サービスの整備を進めております。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

《回答》

地域包括支援センターにつきましては、今後の業務量の増加などを踏まえ適正な配置を検

討したいと考えております。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

介護労働者の処遇改善につきましては、国において「介護職員処遇改善交付金」の制度が実施されてきたところですが、本年度より、この制度に代わり「介護職員処遇改善加算」が創設され実施しております。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

《回答》

平成22年度より「高齢者安心生活サポート事業」を開始し、ボランティアによる一人暮らし高齢者の日常生活支援を実施しております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

《回答》

高齢者の外出支援としては、70歳以上80歳未満の方には、金額を2千円とし電車・バス回数乗車券またはタクシー乗車券のいずれかを、80歳以上の方には、4千円を希望される組合せで受領できる乗車券の配付を行っております。なお、敬老パスにつきましては、豊鉄バスが65歳以上の方を対象とした「元気パス」を発行しており、利用期間に応じた乗車券を購入すれば1乗車100円という制度があります。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

《回答》

サロンにつきましては、地域包括支援センター内に交流の場の機能を付加するなどの検討を行っております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

《回答》

バリアフリーの高齢者住宅の整備については、市営住宅の建替において整備していくようにしています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

現在、週2回を限度に給食サービスを行っており、配送手数料に相当する250円を助成しております。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

障害者控除の対象につきましては、所得税法及び地方税法においてその対象が定められており、従来どおりの取り扱いとします。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

要介護認定者のうち障害者控除に該当すると思われる方に対して、障害者控除対象認定申請の案内と申請書を通知しています。なお、現在までの通算認定者数は4,384人となっています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

《回答》

後期高齢者医療制度においても、国保においても、個別に申請書を送付させていただいております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

《回答》

保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行は行っておりません。なお、短期被保険者証については、保険料滞納者のうち分納約束不履行の被保険者に定期的に接触し、状況把握等するために止むを得ず発行しているものです。

3. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

《回答》

妊娠届出以後の妊婦健診につきましては14回まで公費負担の対象としておりますが、厳しい財政状況の中、この公費負担をできるだけ継続が重要であると考えております。妊娠の判定をする初回健診及び産後の健診につきましては、現在のところ公費負担をすることは考えておりません。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

《回答》

就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯となっており、現段階での基準額の変更は考えておりません。

申請の受付は市の窓口で随時行っております。また、民生委員の証明は必要ありません。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

《回答》

本市では、学校給食の食材料費分を給食費としております。

現時点では、給食費無料化は考えておりません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

《回答》

本市の学校給食では、厚生労働省が対象とした17都県で生産された農畜産物を学校給食に使用する前に放射性セシウムを測定し、公表をすることで保護者の学校給食に対する安心を確保しております。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

《回答》

妊産婦や高齢者など災害時要援護者で、第一指定避難所での避難生活が困難な場合は、福祉避難所へ收容することとなっています。

福祉避難所での環境は、入浴施設、洋式トイレ、和室、バリアフリーなどの環境となっており、災害時要援護者の避難所生活の改善に努めています。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

《回答》

現在、国において新たな医療保険制度について協議中ですが、国民健康保険の都道府県単位化については、国民皆保険制度の基盤となっている国民健康保険の安定運営のための有効な手段の一つであると考えております。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

《回答》

一般会計からの繰り入れについては、低所得者層に対する独自減免分や特定健診・保健指導に係る費用などを繰り入れることにより、保険税の上昇を抑制してきました。また、本年度も、前年度に引き続き当該独自減免分の割り増しを実施しているところです。

現在、新たな医療保険制度について、国・県・市の役割と負担を明確にしていく方向で議論がされていますので、これらの検討結果や新制度へのスムーズな移行も踏まえながら、一般会計繰り入れについて協議していきたいと考えております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

《回答》

少子化対策としては、近年「子ども医療」による窓口負担無料化の拡充や出産育児一時金の増額が図られているところです。国民健康保険に加入している子どもの均等割額の減免については、その財源を国保被保険者の新たな負担とするのか、国保被保険者以外の方にも負担を求める一般会計からの繰り入れとするのかを含め、現在一般会計繰り入れにより実施している本市独自の減免制度との関係の整理、新たな医療保険制度の保険料(税)の方向などを踏まえて慎重に協議していきたいと考えています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》

低所得を理由とする減免につきましては、現在、7割・5割・2割の軽減に加えて本市独自の4.4割・2.4割・1.2割の減免を実施しており、合わせて最大8.2割の負担減となっておりますので、現時点で減免制度の更なる拡大は考えておりません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

経済悪化に伴う失業者の国保加入、現被保険者の所得激減等を踏まえ、近年、減免の所得

要件を緩和し対象者の拡大を図りました。また、法改正により非自発的離職者に対しても所要の減免措置が講じられていますので、現時点では要綱の見直しは考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》

資格証明書は、滞納者との接触の機会を増やし、納税指導・相談を行うことを目的に行っているもので、納税できない特別な事情がある方を除いたうえで、納税相談や呼び出しなどに全く応答頂けない方、支払い能力があるにもかかわらず納付頂けない方を対象に止むを得ず交付(18歳未満の子ども、母子家庭や障がいをお持ちの方などを除く)しているものです。

また、18歳未満の子どもの保険証については全て届くように配慮しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

《回答》

滞納者に対しての給付制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

《回答》

国民健康保険税が未納となっている方々には、さまざまな事情があります。それらの事情を逐次把握して納税の相談をする機会を一定間隔で持つために有効期限 6 か月の短期被保険者証の交付を行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

《回答》

保険税を払いきれない加入者の事情を把握するため、納税相談や訪問指導・調査などを行って対応しています。税負担の公平性を保つためにも差押えの実施はやむを得ないものと考えておりますが、実施にあたっては支払い能力があると判断できるにもかかわらず納付いただけない方を対象としているところです。

なお、無保険者の調査につきましては、実施は難しいものと考えております。

(国民健康保険税分差押実績)

区分	人数	件数	金額
21年度	23人	549件	17,074,390円
22年度	32人	692件	11,348,900円
23年度	33人	488件	6,285,589円

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

《回答》

一部負担金の減免については平成22年度に、取り扱いに関する厚生労働省保険局長通知が一部改正されたため、当該通知にもとづいて要綱を一部改正するとともに、円滑に事務が執行できるよう、減免等の事務処理とともに生活保護担当課との連携体制も確認しております。また、制度の趣旨に沿って運用されるよう適切に周知していきたいと考えております。

5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

《回答》

更生医療につきましては、市民税非課税世帯は、上限月額を0円に軽減しています。また、補装具、地域生活支援事業につきましては、障害者自立支援法において定められた基準で実施しています。

施設利用者の食費・光熱水費につきましては、入所施設利用者（生活保護または低所得の者）に対しては負担を軽減する補足給付を行っており、通所施設利用者（生活保護、低所得または市民税所得割額が世帯合計で16万円未満の者）に対しては食材料費のみの実費負担となるよう軽減措置を行っております。

また、グループホーム・ケアホーム入居者（生活保護または低所得の者）については、平成23年10月から月額1万円を上限に家賃補助を行っております。

上記については、障害者自立支援法等関係法令において定められた基準に基づいた取り扱いとします。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

《回答》

（訪問系サービス） 障害程度区分ごとの支給決定基準を定めており、基準に基づき支給決定していきます。

（移動支援） 本市ガイドラインにより、上限30時間／月で設定しており、現在のところ支給時間数の拡大は考えていません。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

《回答》

本市ガイドラインにより、通年かつ長期にわたる外出は対象外となっており、現在のところサービス内容の拡大は考えていません。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

《回答》

低所得者に対しては、【3】1. (1)③のとおり実施しております。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

《回答》

避難所のバリアフリー化につきましては、出入り口などの対策、使いやすい非常用トイレなど今後検討してまいります。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

《回答》

豊橋市は第1・第2指定避難所での避難生活が困難な避難者がいる場合に、公共施設9施設を緊急一時受け入れ施設として開設します。

また、専門スタッフが配置され、生活するための設備も整っている民間福祉施設12施設と受入協定を締結し、要援護者への応急的な避難施設として使用できる体制を整えています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

《回答》

豊橋市では、高齢者で一人暮らしの方、或るいは、障がいをお持ちの方などに対しまして、地域の中での日頃の見守りと災害発生時に支援を行うことを目的とした「災害時要援護者支援事業」を実施し、台帳登録をしております、

台帳登録をされた方の情報は、民生委員や自主防災会に情報提供し、災害時に役立てることになっております。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

《回答》

本市国民健康保険の特定健診及び後期高齢者の健診、歯周疾患検診はいずれも自己負担額を無料としております。

がん検診は自己負担額を徴収しております。このことは財政負担の軽減を図るために一部を負担していただいております。

なお、生活保護世帯・市民税非課税世帯の方の自己負担額は無料としております。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

《回答》

40歳未満の健康診査につきましては、生活習慣病の健診を受ける機会のない30・35歳の方を対象に、自己負担額は無料で行っております。

7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

《回答》

Hib、小児用肺炎球菌、HPV子宮頸がんワクチン接種については、平成23年3月1日から助成を開始し、無料で接種しております。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

《回答》

ロタウィルスワクチンの任意予防接種については、平成24年10月1日から1回4,500円または3,000円の助成を開始しています。なお、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎については、現在、国が定期予防接種化に向けて供給体制などを検討していることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》

生活保護申請について、申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は一切していません。また、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めています。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

《回答》

正規職員の増員については、法に準拠した人員配置に向けて努力しています。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

《回答》

配置の予定はありません。